

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

「定期縛りなし」「1回限り」の言葉に要注意! 利用規約をしっかり確認

＜事例＞ネットで「定期縛りなし」「1回限り」「今だけ 980 円」という広告を見て商品を注文した。1回だけ注文できればよかったので、次回からの注文をキャンセルしようと思い、注文の翌日に事業者に電話をした。すると、「利用規約に『1回だけでは解約できない』『どうしても解約したい場合は定価との差額 8,922 円を支払うこと』と記載されているため、守ってもらうしかない」と言われた。



インターネット上の広告を見て注文したら、何度も同じ商品が来る、高額な請求書が商品に同封されている、事業者に連絡しても自動音声のみで説明を受けられない、などの相談が後を絶ちません。

【被害にあわないためのポイント】

① ネット上の「定期縛りなし」「初回〇〇円」などの広告に気を付ける。

劇的な効果や魅力的な宣传文句をうたい、通常価格より大幅に安価な金額で商品を販売する事業者は契約する前にクチコミやレビューを見て慎重に判断しましょう。また、広告や最終確認画面は必ずスクリーンショットを撮り、保存しておきましょう。事業者に主張する際に有効な場合があります。

② 利用規約をしっかり確認し、納得してから契約しましょう。

契約前に必ず利用規約が表示されますので、「契約期間」「解約方法」等をしっかり確認しましょう。通信販売は「利用規約を読んでいなかったから分からなかった」という消費者都合の解約は基本的にはできません。

たとえ広告に「定期縛りなし」など、定期購入ではないと思わせるような記載があっても、利用規約に定期購入であることが記載され、そこに同意していると、無条件で解約することはとても困難です。

③ 特に解約方法を確認する。

「1回商品が届いた後に解約すればいい」と思っていても、1回で解約の場合は定価との差額〇〇円の支払いが必要だった、という事例が多いです。利用規約に記載されている解約方法を必ず確認しましょう。

まずは、事業者に主張を伝えてみましょう。

それでも困った場合は、消費生活センター(026-224-5777)へご相談ください。